

# 令和2年度 市税等納期限一覧表(牛久市)

年月日	税目・使用料・保険料等(期別)
令和2年 4月10日(金)	児童クラブ負担金(4月分)
4月27日(月)	介護保険料(1期)／プール利用負担金(5月分)
4月30日(木)	固定資産税(1期)／国民健康保険税(1期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(4月分)
5月11日(月)	児童クラブ負担金(5月分)
5月26日(火)	プール利用負担金(6月分)
6月 1日(月)	軽自動車税／給食費(4・5月分)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(5月分)
6月10日(水)	児童クラブ負担金(6月分)
6月26日(金)	介護保険料(2期)／プール利用負担金(7月分)
6月30日(火)	市県民税(1期)／国民健康保険税(2期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(6月分)
7月10日(金)	児童クラブ負担金(7月分)
7月27日(月)	後期高齢者医療保険料(1期)／プール利用負担金(8月分)
7月31日(金)	固定資産税(2期)／下水道受益者負担金(1期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(7月分)
8月11日(火)	児童クラブ負担金(8月分)
8月26日(水)	介護保険料(3期)／後期高齢者医療保険料(2期)／プール利用負担金(9月分)
8月31日(月)	市県民税(2期)／国民健康保険税(3期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(8月分)
9月10日(木)	児童クラブ負担金(9月分)
9月28日(月)	後期高齢者医療保険料(3期)／プール利用負担金(10月分)
9月30日(水)	国民健康保険税(4期)／下水道受益者負担金(2期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(9月分)
10月12日(月)	児童クラブ負担金(10月分)
10月26日(月)	介護保険料(4期)／後期高齢者医療保険料(4期)／プール利用負担金(11月分)
11月 2日(月)	市県民税(3期)／国民健康保険税(5期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(10月分)
11月10日(火)	児童クラブ負担金(11月分)
11月26日(木)	後期高齢者医療保険料(5期)／プール利用負担金(12月分)
11月30日(月)	国民健康保険税(6期)／下水道受益者負担金(3期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(11月分)
12月10日(木)	児童クラブ負担金(12月分)
12月25日(金)	固定資産税(3期)／国民健康保険税(7期)／給食費(12月分)
12月28日(月)	介護保険料(5期)／後期高齢者医療保険料(6期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(12月分)／プール利用負担金(1月分)
令和3年 1月12日(火)	児童クラブ負担金(1月分)
1月26日(火)	後期高齢者医療保険料(7期)／プール利用負担金(2月分)
2月 1日(月)	市県民税(4期)／国民健康保険税(8期)／下水道受益者負担金(4期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(1月分)
2月10日(水)	児童クラブ負担金(2月分)
2月26日(金)	介護保険料(6期)／後期高齢者医療保険料(8期)／プール利用負担金(3月分)
3月 1日(月)	固定資産税(4期)／国民健康保険税(9期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(2月分)
3月10日(水)	児童クラブ負担金(3月分)
3月26日(金)	プール利用負担金(4月分)
3月31日(水)	給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(3月分)

※口座振替日は納期限と同日となります。ただし保育料・保育園給食費・住宅使用料は毎月26日(土・日・祝日)の場合は翌平日が口座振替日となります。

※プール利用負担金とは、「ひたち野うしく小学校」のプール利用負担金のことです。



キ  
リ  
ト  
リ



## ①コンビニエンスストアでも納付できます

### ◆取り扱い税目等

- 市県民税(普通徴収)      ●固定資産税・都市計画税      ●軽自動車税
- 国民健康保険税      ●介護保険料      ●後期高齢者医療保険料

### ◆次の項目に該当する場合、コンビニでは納付できません。

- ・バーコードの印字がない場合、または印字されていても読み取りできない場合。
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合。
- ・前納報奨金を差し引いて納付する場合。固定資産税・都市計画税。
- ・納付書記載の「ゆうちょ銀行等取扱期限」を過ぎた場合。

### ◆注意事項

コンビニ対応納付書のため単票になっています。納期と納付書を十分ご確認の上、お納めください。



## ②納付は便利な口座振替で

口座振替を申し込みされると、納期限に預(貯)金口座から振替されますので、納め忘れがなくなります。お申し込みは、牛久市役所または下記の金融機関で取り扱っています。

筑波銀行	常陽銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行
三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行	水戸信用金庫
茨城県信用組合	中央労働金庫	水郷つくば農業協同組合	ゆうちょ銀行・郵便局

※各本支店から振替ができます。

※振替開始(解約)は、依頼書を納期限の40日前までに申し込みした分(20日までに申し込みした月の翌月)からとなります。



## ③口座振替をご利用の方へ

- ①軽自動車税の継続検査(車検)用の納税証明書は、6月10日ごろ発送します。
- ②確定申告用の社会保険料控除証明書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)は、1月20日ごろ発送します。
- ③残高不足などを理由に振替ができなかった方には、口座振替不能通知(現金納付用)を発行します。振替ができない状態が続きますと、振替登録を解除させていただく場合があります。
- ④領収書(口座振替納付分)は、平成21年度から廃止となりました。



## ④軽自動車をお持ちの方へ

5月中旬発送の納税通知書兼領収証書以外には、継続検査(車検)用の納税証明書は付いていません。

上記、納税通知書兼領収証書以外で納付された方は、領収書を持参の上、市総合窓口課で継続検査(車検)用の納税証明書(無料)の請求をお願いします。



## ⑤前納報奨金制度について

固定資産税・都市計画税については、前納報奨金制度があります。(交付率0.2%とし、限度額は5万円です)

※平成29年度から、市県民税(普通徴収)の前納報奨金制度は廃止となりました。

問 収納課 ☎内線1061、1062